

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 個人事業者の家事用資産の売却と消費税

Q : 私は、個人で事業を営んでいます。この度、事業用の機械を購入するにあたり、その資金を得るために絵画を売却しました。

この絵画は、事業とは関係なく相続により引き継いで私が所有していたものですが、このような場合も、事業用資金を得るためであれば、消費税の課税の対象になりますか。

A : 消費税の課税対象にはなりません。

【解説】

消費税は事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等を課税対象としています。課税の対象となる資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して行われる資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供（いわゆる付随行為）が含まれることになっていますので、事業用の建物や機械等の売却などは、消費税の課税の対象となります。

ところで、個人事業者の場合には、例えば、居住用の土地、家屋等の家事用資産を譲渡してその対価を事業用資金に充てる場合があります。これらの譲渡は、事業のために行われるとしても、事業として行われるものではなく、また、もともと家事用資産であることから、いわゆる付随行為には該当しません。

ご質問の場合の絵画も、事業には関係なく個人で所有していたいわば家事用資産ですから、たとえその売却の動機が事業用資金の取得であっても、その売却自体は、その性質上事業に付随して行われる行為とは認められませんから、消費税の課税の対象にはなりません。

